

教第27号議案

神戸市社会教育委員の委嘱の件

神戸市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

平成29年7月24日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

1. 解嘱する委員

山原真由美（前神戸市PTA協議会 会長）

2. 委嘱する委員

帆足広明（神戸市PTA協議会 会長）

3. 任期

平成29年7月24日から平成30年8月26日まで

理 由

社会教育の関係者として委嘱の委員1名が、その所属する社会教育関係団体の役員改選で退任したことにより、委員を解嘱することに伴い欠員が生じるため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2号の規定に基づき、後任委員を委嘱する必要があるため

第34期 神戸市社会教育委員一覧

(任期：平成28年8月27日～平成30年8月26日)

区分	フリガナ氏名	議長	役職等	年齢性別	任期
学校教育関係者	マエダ ユキコ 前田 由紀子		神戸市立小寺小学校 校長	女 59	2期目
社会教育関係者	ヤマハラ マミ 山原 真由美		神戸市PTA協議会 会長	女 49	2期目
	タマダ ハルコ 玉田 はる代		神戸市婦人団体協議会 会長	女 71	4期目
	ナハライ イイチ 南平 栄一		特定非営利活動法人こうベユースネット 顧問	男 67	4期目
家庭教育関係者	イノウエ マチ 井上 真規子		西須磨中部地区民生委員児童委員協議会 会長	女 66	4期目
学識経験のある者	サイトウ ユウ 齋藤 優子		生活協同組合コープこうべ コープこうべ教育学習センター 担当係長	女 42	1期目
	カワシマ ミ 川島 恵美		関西学院大学人間福祉学部 准教授 研究分野：対人援助、体験学習、実践教育 主な活動：対人援助者養成のための技術、カリキュラム等の開発、実践に基づいた研究他 メイン学会：日本ソーシャルワーカー学会、日本福祉学会、日本心理臨床学会、日本行動療法学会、日本人間性心理学会	女 58	4期目
	ハナカ マサヒコ 花岡 正浩		一般社団法人神戸経済同友会 顧問	男 62	4期目
	マツカ ヨシ 松岡 広路	◎	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授 研究分野：生涯学習論、福祉教育・ボランティア学習論 主な活動：ESDネットワーク支援プロジェクト、公民館等社会教育施設を基盤とする地域教育の研究他 メイン学会：日本福祉教育・ボランティア学習学会、日本社会教育学会	男 56	4期目
	サイトウ セイチ 齋藤 誠一	○	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 准教授 研究分野：発達心理学 主な活動：思春期の身体発達・性的成熟が人間に与える心理的影響、大震災が与える心理的影響の研究他 メイン学会：日本心理学会	男 60	4期目

◎:議長 ○:副議長

(女性割合60%)

第34期 神戸市社会教育委員一覧(案)

(任期：平成29年7月24日～平成30年8月26日)

区分	フリガナ氏名	議長	役職等	年齢性別	任期
学校教育関係者	マエダ ユキコ 前田 由紀子		神戸市立小寺小学校 校長	女 59	2期目
社会教育関係者	ホシノ ヒロキ 帆足 広明		神戸市PTA協議会 会長	男 44	1期目
	タマダ ハルコ 玉田 はる代		神戸市婦人団体協議会 会長	女 71	4期目
	ナハライ イイチ 南平 栄一		特定非営利活動法人こうベユースネット 顧問	男 67	4期目
家庭教育関係者	イノウエ マチ 井上 真規子		西須磨中部地区民生委員児童委員協議会 会長	女 66	4期目
学識経験のある者	サイトウ ユウ 齋藤 優子		生活協同組合コープこうべ コープこうべ教育学習センター 担当係長	女 42	1期目
	カワシマ ミ 川島 恵美		関西学院大学人間福祉学部 准教授 研究分野：対人援助、体験学習、実践教育 主な活動：対人援助者養成のための技術、カリキュラム等の開発、実践に基づいた研究他 メイン学会：日本ソーシャルワーカー学会、日本福祉学会、日本心理臨床学会、日本行動療法学会、日本人間性心理学会	女 58	4期目
	ハナカ マサヒコ 花岡 正浩		一般社団法人神戸経済同友会 顧問	男 62	4期目
	マツカ ヨシ 松岡 広路	◎	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授 研究分野：生涯学習論、福祉教育・ボランティア学習論 主な活動：ESDネットワーク支援プロジェクト、公民館等社会教育施設を基盤とする地域教育の研究他 メイン学会：日本福祉教育・ボランティア学習学会、日本社会教育学会	男 56	4期目
	サイトウ セイチ 齋藤 誠一	○	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 准教授 研究分野：発達心理学 主な活動：思春期の身体発達・性的成熟が人間に与える心理的影響、大震災が与える心理的影響の研究他 メイン学会：日本心理学会	男 60	4期目

◎:議長 ○:副議長

(女性割合50%)



(参考)

「社会教育委員」関係法令

● 社会教育法(抜粋)

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数)

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

● 神戸市社会教育委員条例(抜粋)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他教育委員会が適当であると認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第4条 委員の定数は、10名とする。

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

● 神戸市社会教育委員会議規則(抜粋)

第1条 本市社会教育委員の会議(以下「会議」という。)に関しては、この規則に定めるところによる。

第2条 会議に社会教育委員(以下「委員」という。)の互選による、議長及び副議長各1名を置く。

● 教育長事務委任規則(抜粋)

(委任)

第2条 教育委員会は、別に定める場合を除くほか、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(9) 略

(10) 社会教育委員、公民館運営審議会委員及び法律又は条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免を行うこと。

(11)～(13) 略